

広島県告示第六百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成三十年十月四日までの間、縦覧に供する。

平成三十年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野海田線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
安芸郡海田町西明神町七番一地先から 安芸郡海田町西明神町七番一地先まで	旧	一一・〇〇〇 一七・〇〇〇	九五・〇〇	
安芸郡海田町西明神町七番一地先から 安芸郡海田町西明神町七番一地先まで	新	九・五〇〇 二・一〇〇	二五二・八〇	ダブルウェイ